

次期計画策定に向けた取組について

次期千葉県地域福祉支援計画の策定に向けて

〔千葉県地域福祉支援計画の位置付け〕

- 千葉県地域福祉支援計画は、社会福祉法第108条の規定により、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画。
- 併せて、千葉県における地域福祉推進の基本方針であり、各分野において共通して取り組むべき事項を示すものであることから、関連計画との調和を図り、他分野の施策とも連携していくことが必要。

〔市町村の地域福祉の支援に関する事項〕　社会福祉法第108条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

次期千葉県地域福祉支援計画の策定に向けて

〔基本的な考え方〕

地域共生社会 の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るために策定した、第四次計画での地域福祉支援の方向性 などを継承しつつ、次期計画については、社会情勢の変化等を踏まえ、引き続き、市町村による地域福祉推進への支援、福祉人材の確保・育成、地域福祉活動の推進、包括的な相談支援体制の強化などの施策の推進に取り組む。

〔地域共生社会の理念〕

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すもの。

〔第四次千葉県地域福祉支援計画の目的、理念〕

目的 県、市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって協力しあって「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図っていく。

理念 「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」を目指す

次期千葉県地域福祉支援計画の策定に向けて

【計画策定過程での意見反映】

計画策定に当たっては、学識経験者や保健・医療・福祉の関係者等が参画する本協議会での協議のほか、住民等の意見を計画に反映させることが重要。

【次期計画に向けた取組】

これらを踏まえて、次期計画に向けた取組を 次のとおり実施。

- ・ 関連計画等に合わせた施策体系の構成の検討
- ・ 地域福祉における横断的な課題整理と取組の検討
- ・ 市町村の地域福祉に関する課題や取組の把握、その支援策の検討

地域福祉に関する市町村実態調査

- ・ 様々な県民意見や地域福祉現場での意見を計画に反映させる取組

次世代を担う若者等への意見聴取、多様な主体が主催する会議等での意見交換

（本協議会での協議やパブリックコメント、市町村・社会福祉審議会・社会福祉協議会への意見照会は継続）

- ・ 社会情勢の変化等を踏まえた施策の検討
- ・ 第四次計画の達成目標の評価や上記を踏まえた「目標・指標」の検討

地域福祉に関する市町村実態調査



(今年度の取組)

次期計画を検討する際の基礎資料とするため、県内54市町村に対し、
地域福祉に関する実態調査を実施

- 市町村の地域福祉に関する課題や取組等を的確に把握するとともに、市町村の事務負担軽減の観点から、前回と同じく、調査方式については選択方式・自由回答方式を採用するとともに、調査項目を絞る。
 - ・前回(R4)16項目 今回(R8)10項目程度
 - ・他の調査の活用の検討
 - ・調査期間の配慮
- 地域福祉を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえて、調査項目を追加する。
追加項目案 支援している「居場所」の利用者層・活動内容 等

(参考)第四次千葉県地域福祉支援計画に係る市町村アンケート調査

第四次計画の策定に当たり、県内市町村の地域福祉に係る取組や課題等を把握するため、次の調査項目により、アンケート調査を実施

調査方式 県内 54 市町村

調査方式 ちば電子申請サービスによる調査・回答

調査期間 令和4年6月29日～令和4年7月8日

次期計画の
調査項目案



1 市町村地域福祉計画の策定状況	(1)地域福祉計画の策定状況 (2)地域福祉計画の進捗管理	— (国調査活用)
2 市町村地域福祉計画が未策定の市町村の状況	(1)地域福祉計画を策定していない理由 (2)地域福祉計画策定のための支援策	
3 地域福祉の場の促進、担い手づくり	(1)「居場所」に関する各サービスに対する支援 (2)外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進 (3)地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくり (4)NPO・ボランティア・自治会等への各支援	継続
4 地域福祉に関する課題等	(1)相談が増加している複合課題 (2)地域福祉に関する課題 (3)地域福祉の取組に関する評価 (4)地域福祉を進める上で、現在重視している取組	—
5 県が実施する地域福祉の支援施策に対する要望、意見	(1)県に重点的、積極的な取り組みを期待する施策等 (2)千葉県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等に関する意見	継続
6 中核地域生活支援センターに対する期待すること等に関する意見について		—
7 孤独・孤立対策に係る施策に関する意見		—

選択方式：1～5 (1)　自由回答方式：5 (2)、6、7

意見聴取と意見交換

(令和8年度の取組)

 地域福祉への理解を図りつつ、意見をより吸い上げられるよう、との取組を実施

次世代を担う若者等への意見聴取

多様な主体が主催する会議等での意見交換

若者等の意見を聴き、本協議会への報告等を通じて、意見反映を検討したい。

実施方法等については、本協議会の意見を伺いながら、事務局で検討する。

また、個別の計画（高齢者保健福祉計画、障害者計画、こども・若者みらいプラン等）との連携を図りながら、協議会委員の皆様のほか、パブリックコメントなどを通じて、高齢者、障害のある人、こども等、様々な県民の皆様の意見を取り入れる。

- ・国及び地方公共団体は、こども基本法に基づき、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。
- ・同法による「こども施策」とは、こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされ、教育や雇用、まちづくり、医療施策等、幅広い施策を「こども施策」と定義されている。

住民や地域福祉の担い手、団体（市町村社会福祉協議会等）が主催する会議等にて地域福祉に関する説明を行った上で、意見交換を実施し、本協議会へ報告させていただきたい。

（参考）意見聴取と意見交換の取組イメージ

＜取組イメージ＞

次世代を担う若者等への意見聴取

実施方法：インターネットアンケート調査

対象：県内の高校生、大学生等

多様な主体が主催する会議等での意見交換

実施方法：対面（必要に応じてオンライン）

対象：多様な主体

（例）自治会、地区社会福祉協議会、こども食堂、NPO、企業、

コミュニティソーシャルワーカー、市町村社会福祉協議会等

今後の進め方

	協議会	備考
R8 2～3月		・市町村実態調査
4月		
5月		
6月	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の骨子案について ・地域福祉の現状と課題について ・市町村実態調査結果について ・策定スケジュールについて
7月		
8月	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次計画の進捗状況について ・次期計画の素案について
9月		
10月		
11月	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次計画の進捗・評価について ・次期計画の原案について
12月		
1月		
2月		
3月	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画（案）について

(参考)第四次千葉県地域福祉支援計画策定後の主な関係計画の策定等の状況

第四次計画(令和5年9月策定～令和8年度)

計画等の名称	策定等年月	目標年度
千葉県総合計画～千葉の未来をともに創る～ 県政の基本的な方向を総合的・体系的にまとめた、 県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画	令和7年10月	令和10年度
千葉県高齢者保健福祉計画	令和6年3月	令和8年度
第八次千葉県障害者計画	令和6年3月	令和8年度
千葉県こども・若者みらいプラン	令和7年3月	令和11年度
千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画	令和6年3月	令和8年度
千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改訂版)	令和7年3月	令和10年度
千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画	令和7年3月	令和9年度
千葉県福祉人材確保・定着推進方針	令和7年5月	令和11年度
健康ちば21(第3次)	令和6年4月	令和17年度
千葉県保健医療計画	令和6年3月	令和11年度
千葉県人権施策基本指針 改定	令和7年11月	-